

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の延長に係る取扱いについて
(通知)

平素より、本道の保健・医療・福祉行政の推進について格別の御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

このことについては、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、令和2年5月1日付障福第431号「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて」により、令和2年3月1日～令和3年2月28日に再認定(再判定)を迎える手帳所持者について、実施を1年間延長する取扱いをお示ししていたところです。

さて、今般、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年3月以降の取扱いについて検討した結果、道としては、身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)を再延長することとしましたので、貴医療機関の身体障害者福祉法指定医師に御周知くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 趣 旨

- 標記取扱いについては、厚生労働省より、「本件事務は、自治事務であることから、各自治体において新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、再延長等について判断されたい。」との見解が示されたことから、現下の新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、感染防止対策の観点などから、再認定(再判定)の再延長が必要であると判断したものです。(※ただし、特別児童扶養手当等の再認定請求や各種福祉制度の活用等により、手帳所有者及びその保護者が再認定(再判定)を希望した場合は、その実施は差し支えないものとします。)

2 具体的な取扱いについて

<再延長の対象者及び延長時期>

延長の対象者	令和2年3月1日～令和3年2月28日に再認定等を迎える方(従来対象者)に加え令和3年3月1日～令和4年3月31日に再認定等を迎える方
延長後の再認定等の時期	対象者の手帳に記載されている等級及び障害程度の再認定(再判定)年月を2年後に変更する(例:令和3年3月⇒令和5年3月)

基盤整備係
担当:城米
電話:011-231-4111(内線:25-733)